

支給要件

本給付金の支給要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

共通要件

- 1 平成31年より前から事業を行っている者であり、かつ、令和3年4月1日時点で、都内に本店・本社がある下記の中小企業等又は都内に住所を有する個人事業者等であること

<中小企業等>

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人を除く）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと
 - (2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額又は出資の総額（※）が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの
- （※）「資本金の額又は出資の総額」については、「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」と、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとする。なお、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は上記の（1）若しくは（2）を満たす法人であることとする。

<個人事業者等>

フリーランスを含む個人事業者（ただし、**主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等**²の場合には、基準年及び対象月以降時点で、被雇用者又は被扶養者である者を除く。）

- 2 今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

- 3 下記の①～③のいずれかに該当すること。（**酒類販売事業者である場合には、①又は②に該当すること。**）

- ① 下記の（ア）から（ウ）の全てに該当する飲食店³（以下、「対象飲食店」とする。）と直接の取引があること

² 下記の①から③の全てを満たす者（A様式の場合一部項目が申告書にないが、同様の基準で考えることとする。）

① 確定申告書第一表における「収入金額等」に「事業」の欄がない、若しくは「事業」の欄に金額の記載がない又は「0円」である。

② 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち、「給与」、「雑 業務」及び「雑 その他」の各欄に含まれる「雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」を合計した金額（以下、「業務委託契約等収入」とする。）が、「不動産」、「利子」、「配当」、「給与」、「雑 公的年金等」、「雑 業務」及び「雑 その他」に記載される金額（ただし、当該金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）の中で最も大きいこと。

③ 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、業務委託契約等収入よりも大きいものはないこと。

³ 食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者

- (ア) 緊急事態措置区域⁴又は措置区域⁵に所在する
 - (イ) 休業又は時短営業の要請⁶を受けている
 - (ウ) 地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている
- ② 対象飲食店と間接の取引があること
 - ③ 緊急事態措置区域もしくは重点措置区域⁷における、法第45条第1項若しくは第24条第9項に基づいた不要不急の外出若しくは移動の自粛による影響を受けたこと

4 誓約書の内容に宣誓及び同意し、同様式を提出したこと

5 以下の者ではないこと

- (1) 対象月の給付金に関する支給・不支給決定通知を受け取った者
- (2) 無資格受給⁸若しくは不正受給⁹を行った者（ただし、悪質性が高くないと知事が認める無資格受給を行った者を除く。）
- (3) 支給要件を満たさないおそれがあるとして申請者に対して必要な書類の提出を求めたにもかかわらず、申請者が支給要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、不支給通知を受け取った者（ただし、悪質性が高くないと知事が認める者を除く。）
- (4) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織若しくは団体
- (8) 都による「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」等、対象月時点で併給が認められていない給付金等の支給を受ける者
- (9) 対象月時点で都による下記の協力金の支給対象となっている者
 - ① 休業要請等を行う大規模施設に対する協力金
 - ② 営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金
- (10) 都以外の地方公共団体による、対象月時点で休業・時短営業の要請に伴う協力金等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置しているもの）の支給対象となっている者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

⁴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」とする。）第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

⁵ 法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域のうち法第31条の6第1項に基づいて都道府県知事が定める区域

⁶ 法第45条第2項又は第31条の6第1項に基づいた休業又は営業時間短縮の要請

⁷ 法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

⁸ 申請が支給要件を満たさないにもかかわらず本給付金を受給すること

⁹ 偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない本給付金の支給を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。

6 申請者及びその代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請者の事業の経営に事実上参画していないこと

7 酒類提供事業者である場合、申請日時時点で有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けていること

追加要件 下記のどちらかを満たす必要があります

月間売上減少率50%以上の場合 1～7に加えて

8 3の影響により、月間売上減少率が50%以上となったこと

（酒類販売事業者である場合には、3①②の影響により月間売上減少率が50%以上となったこと）

9 対象月について、国の月次支援金の給付決定を受けていること

月間売上減少率30%以上50%未満の場合 1～7に加えて

10 3の影響により、月間売上減少率が30%以上50%未満となったこと

（酒類販売事業者である場合には、3①②の影響により月間売上減少率が30%以上50%未満となったこと）